

告示

埼玉県告示第五百二十四号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条
 第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第
 三項の規定により公告する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
箕和田湖	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田	令和二年 五月二十六日
両頭庵沼（下）	埼玉県比企郡滑川町大字中尾 千四百二十七番	令和二年 五月二十六日
天王沼	埼玉県比企郡小川町大字木部字西屋敷 五百番地	令和二年 五月二十六日
天神沼	埼玉県比企郡吉見町大字久米田 六百十二番	令和二年 五月二十六日
折越	埼玉県比企郡ときがわ町大字番匠字門林 三十九番一	令和二年 五月二十六日
蛭ヶ沢（上）	埼玉県秩父市太田字蛭ヶ沢 二千九百五十八番	令和二年 五月二十六日
蛭ヶ沢（下）	埼玉県秩父市太田字蛭ヶ沢 二千九百六十番	令和二年 五月二十六日
弁天	埼玉県秩父市久那字栗原 二千二百八十九番	令和二年 五月二十六日
矢原	埼玉県秩父市太田字大ノ谷 二千七百六十四番	令和二年 五月二十六日
一卜星池	埼玉県秩父郡皆野町大字国神字一卜星 二百九十七番	令和二年 五月二十六日
一の谷池	埼玉県本庄市児玉町秋山字中山 三千三十一番	令和二年 五月二十六日

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
馬内池	埼玉県本庄市児玉町高柳字丙馬内 六百四十二番	令和二年 五月二十六日
大町池	埼玉県本庄市児玉町秋山字大町 六百二十三番	令和二年 五月二十六日
諏訪池	埼玉県本庄市児玉町秋山字諏訪平 五百五十八番七	令和二年 五月二十六日
弁天池	埼玉県本庄市児玉町入浅見字摘田 四百二十七番	令和二年 五月二十六日
細田の池	埼玉県本庄市児玉町秋山字一ノ谷 二千四百三十番二	令和二年 五月二十六日
正円寺池	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣 二千三十六番二	令和二年 五月二十六日
芳沼	埼玉県深谷市本田五千四百三十六番二	令和二年 五月二十六日
円良田湖	埼玉県大里郡寄居町大字末野字西高山 二千四百六十一番一	令和二年 五月二十六日